

長 第01180001号
平成31年1月18日

各介護老人福祉施設
各介護老人保健施設
各老人短期入所施設
各養護老人ホーム
各軽費老人ホーム
各有料老人ホーム
各サービス付き高齢者向け住宅

} 管理者様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検及び備えについて
(依頼)

日頃より高齢者施設等における災害時の被害状況の報告や対策につきまして、適切に対応いただきありがとうございます。

さて、長時間の停電となった昨年の台風21号をはじめ、今後発生する可能性が高いと言われている東海・東南海・南海地震や南海トラフ地震など様々な自然災害に備えて、事前にライフライン等の点検及び必要最小限度の備品等の備蓄が非常に重要となります。

標記について、厚生労働省から別添のとおり通知があり、平成30年度介護保険サービス事業者等集団指導においても周知しているところ(共通事項資料95～97ページ参照)ですが、このたび、各施設における状況を把握することとなりました。

つきましては、貴施設において、別紙「点検チェック表」に基づき点検・確認を実施の上、下記により「点検チェック表」を当室まで提出願います。

記

1 提出書類

別添「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検チェック表」
※きのくに介護deネットからダウンロードできます。

2 提出期日

平成31年2月18日(月)

3 提出方法

メール又はFAX(可能な限りメールで提出願います。)

メールアドレス: e0403004@pref.wakayama.lg.jp

F A X : 073-441-2523

(裏面に続きます)

4 日頃の備えについて

- ・ 点検結果を踏まえて、速やかに飲料水、食料等の備蓄、非常用電源の確保、BCP（事業継続計画）の策定推進など必要な対策を取っていただくとともに、日頃から地域との連携体制を構築強化するようお願いします。
- ・ BCP（事業継続計画）につきましては、同送の通知『災害発生時等の高齢者施設における「事業継続計画（BCP）」について』に、ご留意願います。

※ 台風21号で施設が取った対応を記載しますので、今後の対応の参考としてください。

○非常用電源の確保

- ・ 自家発電装置（備え付け）を電源に活用
- ・ ポータブル発電機（複数台）を電源に活用
- ・ プロパンガス（LPガス）発電を電源に活用
- ・ 電気自動車から電源を確保、車載用インバーター発電機で発電
- ・ 建設業者から工事現場用大型発電機を借用（浄化槽の起動など）
- ・ 乾電池式ランタンで各居室を照明

○地域との連携強化等

- ・ 鮮魚運搬用の保冷車を借用し、食料品を保存
- ・ 鮮魚店から大量の水を借用し、扇風機の前に置き冷却に活用
- ・ 浄化槽への流入を少なくするため、職員分は仮設トイレを利用
- ・ 燃料業者（石油・LPガス）、建設業者、電気設備業者、鮮魚店等と災害時の協力関係を構築
- ・ 別施設の申出により入浴設備を一部開放

事務担当

介護サービス指導室 川村 山野

TEL：073-441-2527

FAX：073-441-2523